

「インボイス制度説明会のご案内」

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されており、多くの事業者が申請をされています。

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響をわかりやすく説明するとともに、免税事業者はどうなるのかといった疑問や、事前準備など具体的な対応について解説します。

■日時:令和4年11月24日(木) 午後6時～

■会場:鎌ヶ谷市商工会館3階会議室

(鎌ヶ谷市南初富6-5-60)

■講師:松戸税務署 職員 ■参加費:無料

説明会ご参加の際には、マスクの着用や手指消毒等コロナ感染症対策にご協力ください。また、発熱等体調の悪い方のご参加はお控えください。尚、開催日までの状況により、中止・延期とさせていただく場合がございます。

【適格請求書（インボイス）とは】

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

【インボイス制度とは】

《売手側》売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

《買手側》買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

=====**参加申込書** ※切り取らずにFAXしてください=====

鎌ヶ谷市商工会【FAX047-442-1493】TEL047-443-5565

事業所名		所在地	
TEL		FAX	
出席者名			

【当日質問したい・聞きたい事項がありましたらご記入ください。】

※御預かりいたしました個人情報本事業実施の為に利用いたします。

主催:松戸税務署・鎌ヶ谷市商工会